

主 文

本件各上告を棄却する。

理 由

弁護人出射義夫、同田口邦雄連名の上告趣意のうち、判例違反をいう点は、不正競争防止法五条三号にいう「不正ノ競争ノ目的」につき、原判決が、これを単純に「他人と営業上の競争をする意図」と判断し、かつ、「一般消費者の利益を害する意図」をも要件とすると判断したことを前提とするものであるが、原判決は所論のような判断をしたものではないから、所論判例違反の主張は前提を欠き、その余は、單なる法令違反の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、本文のとおり決定する。

昭和五〇年九月一九日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	江	里	口	清	雄
裁判官	関	根	小	郷	
裁判官	天	野	武	一	
裁判官	高	辻	正	己	